

都道府県における公務員獣医師処遇改善の実施状況（平成30年度）

都道府県	年度	処遇改善の実施内容
北海道	21	<p>①初任給調整手当の創設 医療職（二）の適用を受ける獣医師職員に、初任給調整手当36,400円を15年間支給（11年目より一定額逓減）。</p> <p>②有資格採用職員の任用要件の改善 大学卒業後、5年以上の獣医師の経験の者に対して、主任級の任用要件である在職年数1年を廃し、採用時に主任級として任用。 医療職（二）の給料表適用を受ける新規採用の職員（獣医師）に対して、初任給調整手当36,400円/月を支給。支給期間は採用後15年間で、11年目以降逓減。在職者に対しても在職年数に応じ支給。</p>
	22	<p>①職務の級および管理職手当の引き上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁課長職：医療職（二）7級から行政職8－7級に変更。 ・病性鑑定課を有する家保（石狩、十勝、上川、網走、以下、病鑑家保）所長、早来食検所長：医療職（二）7級4種から7級3種に引き上げ。 ・帯広食検所長：医療職（二）7－6級5種から7級3種に引き上げ。 ・病鑑家保以外の家保所長、早来、帯広以外の食検所長：医療職（二）7－6級5種から7級4種に引き上げ。 ・病鑑家保次長、早来・帯広食検次長：医療職（二）6級6種から7－6級5種に引き上げ。 ・病鑑家保以外の家保次長：6級ないし6－5級6種から6級5種に引き上げ。 ・早来・帯広以外の食検次長：6級6種から6級5種に引き上げ。 ・釧路、北見保健所食肉検査課長：6－5級6種から6－5級5種に引き上げ。
	25	<p>①初任給基準の引き上げ 前歴換算者を除く新規採用獣医師職員の初任給基準を2級13号から2級15号に引き上げ。</p> <p>②昇格年数の短縮 医療職（二）適用の獣医師職員（一般職職員）の昇格に要する在級期間を5年から2年に短縮。</p>
	26	<p>①初任給調整手当の増額 月額36,400円から46,000円に増額（10年目より一定額逓減）。</p>
	27	<p>①医療職（二）に8級を創設 医療職（二）に8級を創設し、本庁課長職（農政部家畜衛生担当課長、保健福祉部食品衛生課長）に適用。 また、病鑑家保（石狩、上川、十勝、網走）の所長、早来・帯広食検の所長は、在職2年かつ7級在級2年経過後、8級昇格。</p> <p>②初任給調整手当の増額 月額46,000円から46,200円に増額（26年度に遡り適用 10年目より一定額</p>
	30	<p>①初任給調整手当の増額 初任給調整手当を46,600円に増額</p>
青森県	20	<p>県職員の定年後の再任用において、通常の場合勤務条件は短時間勤務となるが、獣医師職員のみは、フルタイム勤務も可能となった。</p>
	21	<p>獣医師職員も初任給調整手当の対象となり（従来は医師、歯科医師のみ）、初年度3万円/月以降、毎年減額し、15年後に6,000円/月で終了。</p>
	22	<p>①採用年齢上限を35歳から49歳に引き上げ</p> <p>②試験内容の簡略化（教養試験廃止）</p> <p>③中央畜産会の「産業動物獣医師修学資金給付事業」を活用し、獣医学科学生に、最高月額12万円の奨学金を支給。</p>

岩手県	21	初任給調整手当を初年度10,000円/月を20,000円に増額。以後、4,000円/年で減額し、5年間支給（支給期間は延長せず）
	24	①初任給調整手当の増額と支給期間の延長（月額20,000円から35,000円に増額。支給期間を5年間から15年に延長） ②初任給基準の引き上げ（2級13号級（197,600円）から2級15号級（200,800円）に引き上げ）
	30	初任給 2級15号 H24.04.01 200,800円 ⇒ H30.04.01 209,600円
秋田県	21	採用年齢上限を35歳から49歳に引き上げ
	22	①初任給調整手当を支給（支給上限額 月額3万円。支給期間 15年間） ②中央畜産会の「産業動物獣医師修学資金給付事業」を活用し、獣医学科学生に、最高月額12万円の奨学金を支給。
	29	①初任給調整手当を支給（支給上限額 月額4.5万円。支給期間 15年間）
	30	②中央畜産会の「産業動物獣医師修学資金給付事業」を活用し、獣医学科学生に、最高月額18万円の奨学金を支給。
山形県	21	家畜保健衛生職員に対する特別勤務手当支給を調整支給へ改善（獣医師職員（調整数2）・所属長（調整数1））
	28	国の獣医療提供体制整備推進総合対策事業のうちの獣医師養成確保修学資金貸与事業に参画し、県の家畜防疫員を確保するため、2名の獣医学科学生に最高月額12万円の奨学金を支給。
	29	初任給調整手当支給の開始。（最高支給限度額月額30,000円とし、1年経過後2,000円を減額していく。2004年に採用されたものから対象）
福島県	21	家畜保健衛生所勤務獣医師給与に調整数1を付加（管理職を除く）
	23	初任給調整手当の改善 初年度：30,000円/月 2～9年目まで毎年1,000円減額 10～14年目まで毎年3,000円減額 15年目は6,000円の減額
	25	調整数の改善 平成25年度から、家畜保健衛生所に勤務する獣医師に対する調整数が②に増加（但し、管理職は該当しない）
	28	初任給調整手当の改善 初年度：35,000円/月 2～10年目まで毎年1,500円減額 11～14年目まで毎年3,500円減額 15年目は6,000円 16年目からゼロ
茨城県	21	採用年齢上限を30歳から34歳に引き上げ
	22	①家畜保健衛生所法業務及び狂犬病予防業務従事者（ともに獣医師に限る）の特殊勤務手当を給料の調整数1に改善 ②保健所の検査課における検査業務従事者（獣医師ほか）に対して、給料の調整数1を付加
	25	採用試験方式を一般に加え年度末に選考試験を追加実施
	26	初任給号俸の改善 医（二）16号から医（二）17号に引き上げ
	27	① 家畜保健衛生所獣医師の特殊勤務手当を給料の調整数1から調整数1.25に改善 ② 食肉衛生検査所獣医師（と畜検査員、ただし所長を除く）の特殊勤務手当を給料の調整数2から調整数2.25に改善 ③ 初任給号俸の改善 医（二）17号から医（二）18号に引き上げ
	28	① 初任給号俸の改善 医（二）18号から医（二）19号に引き上げ ② 採用試験方式を一般に加え年度末に選考試験を追加実施

	29	初任給号俸の改善 医(二)19号から医(二)21号に引き上げ
群馬県	22	家畜保健衛生所の獣医師の調整数を1.0(H16～)から1.5へ引き上げ
新潟県	20	新潟県：医療職(二)表 2級17号級 204,000円/月 手当 食肉・食鳥検査 調整級(調整数2) 8%相当 動物保護管理関係 日額 400円 衛生関係研究職 調整級(調整数1) 4%相当 農林関係研究職 2級17号級 204,000円/月 家畜保健衛生所 業務手当 16,000円/月 職域別獣医師処遇問題意見交換会を県獣で開催した。 新潟市：医療職(二)表 2級13号級 197,600円/月 手当 と畜検査手当 月額1級(12,400円)～8級(27,800円) 保健所 狂犬病予防業務 1,200円/日 衛生関係研究職 微生物係 20,000円/月 食品係 10,000円/月 職域別獣医師処遇問題意見交換会を県獣で開催した。
	21	(新潟県・新潟市とも) 新潟県畜産課、生活衛生課、新潟市保健所、県獣医師会で職域別獣医師処遇問題意見交換会を県獣で開催した。21年度の全国の状況を見て、22年度に再検討することとなった。処遇は20年度と変化なし。
	22	同上の予定
	25	新潟県 医療職(二)表 2級17号 204,000円 手当 食肉・食鳥検査 調整級(調整数2) 8%相当 動物保護管理関係 日額 400円 衛生関係研究職 調整級(調整数2) 8%相当 農林関係研究職 2級17号 222,400円 家畜保健衛生所 業務手当 月額16,000円 新潟市 医療職(二)表 2級17号 197,600円 と畜検査 調整額(調整数2) 〃 管理職(調整数1) 保健所 接触手当 狂犬病予防注射の業務 日額270円 〃 野犬の処分又は拘束 日額300円 〃 放射線業務 日額270円 衛生環境研究所 接触手当 伝染病を有する病原体の試験検査 月額20,000円 〃 新潟市衛生環境研究所条例第2条に規定する試験、検査等を行うために、人体に有害なガスの発生を伴う業務又は特に危険性を有する薬品を取り扱う業務に従事するもの 月額20,000円
	27	初任給調整手当 35,000円/月を支給。支給期間は15年間(徐々に減額)
富山県	21	①東部・西部家畜保健衛生所の防疫課長は、本庁の課長級に昇格(管理職手当支給+医療職(二)の5級が6級に：平成20年度まで防疫課長は本庁の課長補佐級) ②「初任給調整手当」の増額と支給期間が延長。 初年度30,000円/月を35,000円/月に増額し、9年目まで据え置き、以後、毎年減額し、19年目まで支給。
石川県	25	石川県獣医師採用試験の改善について ①試験方法が競争試験(上級)から選考試験に変更 ②採用年齢 30歳までから35歳までに変更

	26	初任給調整手当の導入：30,000円/月、15年間（6年目から漸減）
	27	採用年齢 39歳までに変更
	28	初任給調整手当を30,000円/月から30,300円/月に引き上げ
	29	初任給調整手当を30,300円/月から30,400円/月に引き上げ
福井県	23	初任給調整手当の導入：30,000円/月、10年間（6年目から毎年5,000円ずつ減額）
	25	採用時年齢上限を36歳から44歳に引き上げ
	27	初任給調整手当を30,000円/月から30,300円/月に引き上げ
	29	採用時年齢上限を44歳から49歳に引き上げ
岐阜県	20	県：採用年齢上限を34歳から39歳に引き上げ 大垣市：獣医師職員の宿直勤務の免除
	21	恵那市：獣医師職員の特殊勤務手当の増額（3,000円→5,000円）
	22	県：採用年齢上限を39歳から49歳に引き上げ
	24	①農政部家畜保健衛生所勤務獣医師職員の給料調整数2の付加（管理職は調整数1） ②健康福祉部食肉衛生検査所勤務獣医師職員の給料調整数を2から2.5に増加
	25	①健康福祉部保健所勤務獣医師職員の給与調整数2の付加 ②農政部畜産課に家畜防疫対策監（管理職）の新設 ③家畜保健衛生所の組織再編整備（岐阜・西濃・中濃・東濃・飛騨→中央・中濃・東濃・飛騨） ④中央家畜保健衛生所の管理職手当増額（15%→20%） ⑤中央家畜保健衛生所に高度病性鑑定センターを設置し、高度病性鑑定監（管理職）の新設
	26	県：採用年齢上限を49歳から59歳に引き上げ 平成27年4月から県勤務獣医師職員に対する初任給調整手当の新設（既存の職員に対しても適用）（初年度30,000円/月、以降7年目から10%/年削減、調整年限15年） 高山市：給料調整数4の付加（家畜診療業務に従事する獣医師の職員） 郡上市：給料調整数2の付加（管理職は調整数1） 中津川市：特殊勤務手当の新設（3,000円/月）
	27	中津川市：特殊勤務手当の増額（1,000/日） 初任給調整手当の新設 医療職給料表（二）の職務の級1級及び2級の適用を受ける者 給料月額に100分の10を乗じて得た額 医療職給料表（二）の職務の級3級の適用を受ける者 給料月額に100分の7を乗じて得た額 医療職給料表（二）の職務の級4級の適用を受ける者 給料月額に100分の4を乗じて得た額 医療職給料表（二）の職務の級5級から7級までの適用を受ける者 給料月額に100分の1を乗じて得た額
静岡県	26	家畜保健衛生所（病性鑑定施設を除く）の獣医師職員に調整数1を付加（従前は定額）。 ※食肉衛生検査所に勤務する獣医師職員は従前から調整数2または1

三重県	29	初任給調整手当として、3万円/月を支給する（3年間は3万円、4年目以降、毎年3千円ずつ減額。12年間支給される）。
奈良県	22	採用年齢上限を31歳から35歳に引き上げ
	27	県職員（獣医師）募集7名に対して2名しか採用出来なかった（応募者数：5名）ことから、以下のように採用条件を改め、今年度二次募集（11月）。 ①採用年齢を34歳か39歳に ②教養試験、専門試験をなくし、論文と口述試験のみ ③試験方式を一般から選考試験に変更 ④初任給調整手当を検討中（H28から）
	28	初任給調整手当を設置。 月額3万円（年ごとに3,000円ずつ減額し、10年間支給。）
和歌山県	29	初任給調整手当の設置 初年度33,000円/月 2年目以降毎年3,000円ずつ減額、11年間支給。
鳥取県	21	家畜保健衛生所が係制からスタッフ制に移行。 主幹（課長補佐級）副主幹（係長級）のポストで従来より、県下で副主幹2名（伝染病担当）が増加。
	23	3カ所の家畜保健衛生所に防疫担当主幹（課長補佐級）を各1名配置。従来の係長級からの昇格
	27	①初任給調整手当 金額：30千円から45千円 5千円/年を減額 6年目から5千円/年、9年間 総支給額：1,260千円から2,700千円 ②獣医師確保修学資金給付事業 償還対象となった者は、一括償還・貸与期間の金利（10.95%）が必要であった。→ 27年度9月補正から、県分（1/2）の金利免除、県分（1/2）の分割返還可能とした。
	30	獣医師確保修学資金給付事業について30年4月1日より、私学の学生の給付金が毎12万円から18万円に変更。国公立は10万円と変更なし。
島根県	17	初任給調整手当の設置 初年度14,000円/月 2～7年まで毎年2,000円減額、7年で終了。
	22	①獣医師の職場環境整備 ②獣医師修学資金貸与制度「100,000円/月」 H22年度から2か年 ・初年度12名（1年生～6年生各2名） ・2年目3名（新入生のみ） ③採用年齢制限を40歳から59歳に引き上げ
	23	初任給調整手当の改善（増額・期間延長） 初年度45,000円/月 2～9年まで毎年5,000円減額、9年で終了。
	24	初任給号俸アップ 医（二）2-12 → 15、研究2-13 → 15
	27	中途採用者の前歴換算の改善 ・5年を超える経験年数について「15月を4号給」を「12月を4号給」に換算 ・対象は「獣医師」と「薬剤師」 ・在職者についても逆転が生じないように調整

	29	<p>獣医師の初任給調整手当の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正内容 現 状…初年度45,000円、その後毎年5,000円ずつ減額し、9年間支給 変更後…初年度50,000円、その後毎年4,000円ずつ減額し、13年間支給 ・平成30年4月から実施 ・在職者については、平成30年4月以降は、採用日以降の期間ごとの手当月額（改善後の額）を支給
岡山県	17	初任給調整手当の新設。支給上限額10,000円、支給開始月から1年を経過する毎に2,000円を減じて5年間支給。
	26	支給上限額30,000円、支給開始月から1年を経過する毎に3,000円を減じて10年間支給に改善。
山口県	20	平成20年度採用職員の初任給 行政職（一） H19年度1-37号189,600円から1-41号194,900円に引き上げ
	21	①平成21年度採用職員の初任給 行政職（一） 1-41号 H20年度194,900円から197,900円に増額
	23	①県獣医師採用試験の見直し ア 競争試験から選考試験に変更 イ 受験資格の年齢要件の緩和（31歳→39歳）
	24	①県獣医師採用試験の見直し 受験資格の年齢要件の緩和（39歳→59歳） ②初任給調整手当の支給開始 月額30,000円（毎年逡減し10年目まで（10年目は3,000円）
徳島県	20	①獣医師職員に対して、初任給調整手当を初年度30,000円/月支給。以後、3,000円/年で減額し、10年間支給。 ②採用年齢上限を35歳から39歳に引き上げ。必要に応じて選考採用試験を開催。年3回開催
	23	徳島県獣医師職員養成・修学資金貸与頭事業 ①修学資金貸与事業（5～6年生対象） 100,000円/月 ②獣医学生インターンシップ支援（3～5年生対象） 旅費の一部補助
	28	獣医師初任給調整手当 支給額：初年度50,000円/月（1～4年目は据置き、以降1年ごとに一定額を減額） 支給期間：15年間
香川県	21	①課長級ポスト（家畜防疫主幹）の新設 ②課長級ポスト（健康福祉総務課主幹）に獣医師が就任
愛媛県	20	獣医師職員に対して、初任給調整手当を初年度30,000円/月支給。以後、3,000円/年で減額し、10年間支給。
	23	農林水産部獣医師確保のため、修学資金制度を創設 ○財源：国1/2、県1/2 ○月額貸与額：私立大学12万円、国立大学10万円 ○返済免除条件：県農林水産部獣医師として貸期間の1.5倍以上勤務した場合
	24	平成24年度（24.4.1採用）から初任給の適用号数の引き上げ（医（二）2級17号）
	25	受験年齢を35歳から39歳に引き上げ
	26	初任給調整手当を30,200円/月に増額

	27	初任給調整手当を30,300円/月に増額
	28	初任給調整手当を30,400円/月に増額
	29	初任給調整手当を30,500円/月に増額
	30	初任給調整手当の増額と支給期間の延長 50,000円/月に増額。支給期間10年間に15年間に延長。(3年間据置き後、徐々に減額)
高知県	21	①初任給調整手当を初年度30,000円/月支給。以後、3,000円/年で減額し、10年間支給。 ②獣医師修学資金貸与制度 100,000円/月
	27	①初任給調整手当の改善 採用の月から月額 50,000円を上限とし、15年間支給。 ②獣医師修学資金貸与制度 100,000円/月
福岡県	21	初任給調整手当を初年度13,000円/月から25,000円/月に増額。以後、2,500円/年で減額し、10年間支給(支給期間延長)
	25	初任給調整手当の改善(初年度30,000円から漸減し10年間支給を初年度30,000円から漸減し15年間支給に変更)
	27	初任給調整手当の改善(初年度から30,200円を10年間支給、11年目から逡減し、15年間目まで支給に変更)
	29	特定獣医師職給料表(家畜保健衛生所、食肉衛生検査所職員対象)の創設 初任給調整手当の改善(初年度から30,500円を10年間支給、11年目から逡減し、15年間目まで支給に変更)
	30	初任給調整手当の改善(初年度から30,600円を10年間支給、11年目から逡減し、15年間目まで支給に変更)
佐賀県	23	獣医師に対する初任給調整手当の新設(初年度30,000円/月。以後、3,000円/年で減額し、10年間支給) 家畜保健衛生所に勤務する獣医師に給料調整数2.0を支給(管理職は1.0)
	29	獣医師に対する初任給調整手当の改定(初年度から30,000円/月を定額とし10年間支給。以後、5,000円/年で減額し、15年間支給)
長崎県	20	家畜保健衛生所に勤務する獣医師に給料調整数1.5を支給(管理職は1.0)
	22	長崎県獣医修学資金貸与事業(獣医学専攻学生を対象に生活費として10万円/月を貸与。長崎県職員又は県内の市町、農業共済組合等が運営する家畜診療所に一定期間勤務した場合、返還を免除)
	23	獣医師に対する初任給調整手当の新設(初年度30,000円/月。以後、3,000円/年で減額し、10年間支給)
	26	家畜保健衛生所勤務獣医師の給料調整数を1.5から2に改正(所長は1のまま)。
	27	獣医師に対する初任給調整手当の改正(初年度から30,000円/月を定額で10年間支給)
	30	獣医師に対する初任給調整手当の改正(初年度から30,000円/月を定額で11年間支給し、12年目以降は、毎年、3,000円/月額を減額し、20年目まで支給)

熊本県	21	家畜保健衛生所勤務獣医師の家畜保健衛生業務従事手当て(月額17,000円の定額制)が、調整数1(所長)、調整数2(所長以外)に改善。
	23	獣医師に対する初任給調整手当の新設(最高限度額:月額30,000円 10年間据置、11年目から5,000円ずつ減額。支給期間の限度:15年以内)
	27	平成27年4月1日施行:初任給4号引き上げ(2-17号206,396円→2-21号213,015円)
大分県	20	家畜保健衛生所職員の調整数を1.5から2に引き上げ
	21	①初任給調整手当の新設 ・獣医師職員に対して、初任給調整手当を初年度2,500円/月支給。以後、500円/年で減額し、5年間支給。 ②獣医師採用試験方法の変更 ・選抜試験から選考試験に変更 ・採用年齢上限を33歳から39歳に引き上げ ・試験会場として東京会場を設置
	22	初任給調整手当の大幅な増額と支給期間の延長 初年度2,500円/月を30,000円/月に増額し、以後、3,000円/年で減額し、10年間支給。(現職にも適用)
	26	採用条件改善 ・採用年齢上限を44歳に引上げ
	27	①初任給調整手当の支給期間の延長 30,000円/月を10年間支給、11年目から年5,000円を減額し、15年間支給。(現職にも適用) ②採用条件改善 試験会場として北海道会場を設置
宮崎県	21	①採用条件改善 ・採用年齢上限を41歳から46歳に引き上げ ・採用試験は、専門、人物(面接・適正検査)のみ ②大学生の奨学金制度 産業動物就職が条件で月10万円
鹿児島県	20	①機動的な採用試験の実施 早期採用試験の実施 採用試験の年複数回の実施 ②採用年齢上限の引き上げ 39歳から49歳に引き上げ ③高度な知識、経験等を考慮した試験方法の見直し 一般教養試験の廃止 専門試験も実務上必要な内容に限定 ④インターンシップ受入に向けた積極的な働きかけ 県内家畜保健衛生所・畜産試験場での受入 ⑤女性獣医師が働きやすい就業システムや環境づくり 時差出勤・育児のための短時間勤務制度 子供の看護休暇(既存制度) ⑥職員が意欲を持って業務に取り組める職制のあり方の検討 組織体制等の検討している
	21	①初任給調整手当の導入 獣医師職員に対して、初任給調整手当を初年度30,000円/月支給。10年目まで据え置き、11年目以降、5,000円/年で減額し、大学卒業後15年間支給。 ②採用後のスキルアップのための研修制度の充実 職員立案型研修(国内外研修) ③既存の獣医師修業資金貸与制度や産業動物獣医師修業学資金給付事業の活用 県獣医師確保対策修学資金

	23	家畜防疫員の増員 畜産課及び3家畜保健衛生所に家畜防疫員1名ずつを増員
	24	組織体制の変更 ①畜産課の環境飼料監(課長級)を家畜衛生に特化した家畜防疫対策監(課長級)に変更 ②畜産課の衛生環境係を家畜衛生係に変更
	25	獣医務技監等を配置 ①県に保健福祉部及び農政部の獣医行政を所管する獣医務技監1名(部次長級)を配置 ②6家畜保健衛生所に防疫係長1名ずつ配置 ③5家畜保健衛生所(除く鹿児島中央家保)に家畜防疫指導員(非常勤)7名を配置
	28	獣医師に対する「初任給調整手当」の支給期間の延長 現行は、支給期間は採用後15年間で、10年目まで月額30,000円、11年目以降5,000円ずつ減額、改正後は、支給期間を20年間に延長し、11年目まで月額30,000円、12年目以降3,000円ずつ減額
沖縄県	21	家畜保健衛生所勤務獣医師の家畜衛生手当が、定額支給から調整数1.5に改善。(管理職を除く)
	24	初任給調整手当の改善：初任給調整手当を8,000円/月から30,000円/月に増額。2年目以降3,000円/月ずつ減額。10年間支給。
	29	獣医師に対する「初任給調整手当」の支給期間の延長(平成29年4月1日より適用) 現行は、初任給調整手当を採用初年度30,000円/月、2年目以降3,000円/月ずつ減額、10年間支給。改正後は、採用初年度から採用10年目まで30,000円/月、採用11年目25,000円/月、12年目以降5,000円/月ずつ減額。

注：1 調査結果は、地方獣医師会及び全国家畜衛生職員会からの報告取りまとめ(平成27年度版)に、平成30年7月31日時点での地方獣医師会の報告を追加したものである。

2 表に記されていない都府県においては、この間、処遇改善のための具体的措置がとられていないとのことである。
(調査では期限までに回答を得られなかったものも含まれる。)